平成２５年（フ）第４２８号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地61棟304号、前住所大阪府貝塚市鳥羽278番地８
破産者　中川　正和
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４７９号
神戸市須磨区横尾２丁目26番地の４
破産者　阿部　澄夫
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８６号
兵庫県芦屋市若葉町５番２―911号、従前の住所大阪府茨木市大手町６番10号　ヴィラコントラール203号
破産者　吉野　宏一
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８７号
神戸市北区泉台３丁目９番地の２
破産者　吉野　直美
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４号
兵庫県豊岡市梶原668番地の10　ふらわぁコーポ101、前住所京都府京丹後市久美浜町3496番地の１
破産者　畑中　雄策
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
広島市安佐北区落合南４丁目24番22号
破産者　室坂　昌彦
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８６号
広島市安佐北区深川２丁目46番35―201号
破産者　安森　幸三
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５１号
広島市南区宇品神田５丁目15番１―104号
破産者　伊東　美華（旧姓内田）
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５号
愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲1962番地　グランゴジェ吉田３号室
破産者　山口　桂子
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第４０号
福岡県宮若市竹原288番地３
破産者　荒牧　茂治
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第５３２号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐602番地３，603番地２
破産者　清田　道勝
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６０７号
熊本市西区二本木５丁目４番10号
破産者　徳守美智男
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６０８号
熊本市西区二本木５丁目４番10号
破産者　徳守奈穂美（旧姓竹本）
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１３号
沖縄県沖縄市松本７丁目11番20号　Ｌ―78
破産者　笹村　秀子
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１号
函館市昭和２丁目38番３号、開始決定時の住所函館市陣川町98番地298
破産者　岩谷　敏勝
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２０７号
神奈川県足柄上郡大井町金子14番地１、前住所神奈川県足柄上郡大井町金子1680番地２　ベルハイツＢ―201
破産者　岡田　謙藏
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４１３号
神奈川県伊勢原市池端255番地の５
破産者　新井　保司
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４１４号
神奈川県伊勢原市池端255番地の５
破産者　新井喜美江
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４１９号
新潟市中央区東堀通２番町484番地
破産者　岡田　政男
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部